

■法令等遵守の体制

コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

当金庫は、適法かつ適切な業務運営により「地域社会の発展」に貢献するという社会的使命と責任を全うするため、コンプライアンスの基本方針を次のとおり定めています。

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融業務はますます複雑化、多様化している。これに伴い、ステークホルダー(利害関係者)及び地域社会との関係も複雑化し、顧客保護の必要性がますます高まっている。

このような環境変化の中、金融機関にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとなっており、理事会は、法令等遵守態勢の整備・確立のための施策を決定し、全役職員はこれを遵守しなければならない。

このため当金庫は、法令等遵守の統括部署としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守のための具体策の検討、進捗状況の管理、モニタリング等を通じて法令等遵守態勢の整備・確立を図る。

①コンプライアンス委員会

当金庫は、コンプライアンスに関する統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守のための具体策の検討、進捗状況の管理、モニタリング(監視・点検)等を通じて、法令等遵守態勢の整備強化に努めています。

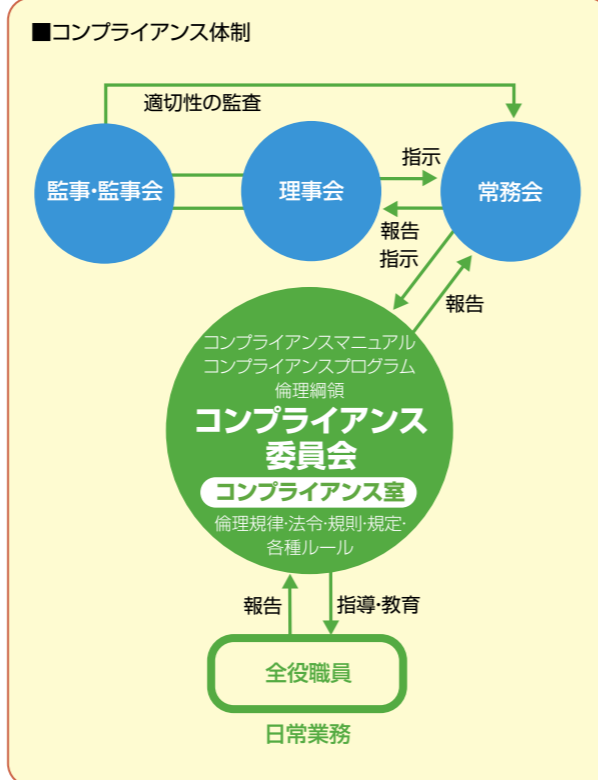
②コンプライアンス室

コンプライアンスに関する具体的施策の実施、進捗状況の管理のための部署として「コンプライアンス室」を設置し、法令等の遵守に取り組んでいます。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規定等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) 上記①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法



- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規定等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性を定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■リスク管理の体制

リスク管理の取組み

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関の業務はますます多様化し、さまざまなリスクが増大しています。金融機関にとって、過重なリスクは健全な経営を脅かす要因であり、経営全般にわたるリスク管理の徹底が最重要課題となっています。リスクには信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなどさまざまなものがありますが、それぞれのリスクの特性に応じた適切なリスク・コントロールが必要です。

《たんよう》では、リスク管理の専門的な組織としてALM委員会[Asset Liability Management(資産負債の総合管理)]を設置し、各種リスク情報の一元化とリスクの計測・分析・評価および統括管理を行っています。

当金庫では、自己資本の一定額(当金庫が設定している最低所要自己資本額)をバッファとし、残りの資本をリスク資本として各業務運営部門(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク部門)に配賦し、各業務運営部門は、配賦リスク資本の範囲内に収まるようリスク・コントロールし、リスク・リターンを考慮した運用を行っています。

ALM委員会では、当金庫が直面する様々なリスクを、リスクカテゴリー毎に個別の手法で計測し、その総量が配賦資本の範囲内に収まるように管理する統合的なリスク管理を行っており、経営の健全性・安全性を確保するとともに収益性・効率性の向上に努めています。引き続き、統合的なリスク管理態勢の一層の強化と高度化に向けて取り組んでいきます。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、企業や個人への貸出金が回収不能又は利息が回収不能となるリスクです。

《たんよう》では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し、資産内容を把握しています。査定では、貸出資産を危険性の度合いに従って厳格に分類し、企業会計原則等に基づき、適正な償却や引当を行う等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

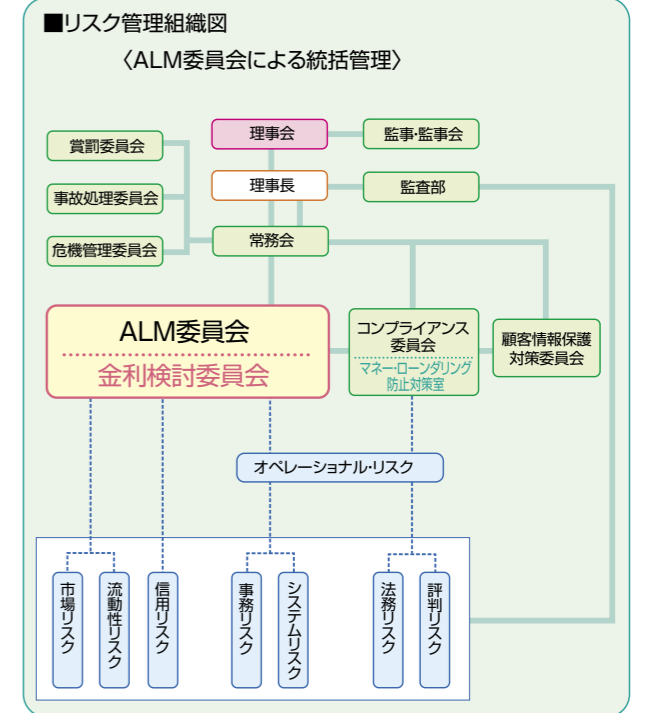
市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。それは金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与えることとなりますので、《たんよう》ではALM委員会において、有価証券の金利リスクや価格変動リスク及び為替リスクの影響を定量的な分析結果等を通じて把握し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行い、資産の健全性を確保するためのポートフォリオ構築に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

《たんよう》では、日々の資金繰りや緊急時の資金需要に対応するために、資金繰りの状況の逼迫度に応じて、平常時、懸念時及び危機時の3段階に区分し、それぞれ管理方法及び対応方法を定めており、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。



オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。具体的には「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「評判リスク」等があります。

■事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクをいいます。ミスや不正を防止するために《たんよう》では、組織体制、管理体制の整備とともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行いリスクの顕現化防止及び発生時の影響の極小化に努めています。関連の各種規定等を遵守した事務処理に努めるとともに、事務指導や研修により本部と営業店が一体となった厳正な事務処理を行い、相互牽制態勢の確立に取り組んでいます。

さらに、内部監査による定期的な検証を通じて、事務レベルの向上に努めています。

■システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ等の情報システム機器の障害や誤作動、システムの不具合、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

《たんよう》では、基幹システムに、「信金共同オンラインシステム」を採用しています。同システムは、機器や設備等に十分な安全対策を講じており、外部監査法人による定期的なシステム監査を行う等のチェック体制を確立し、不備等があれば改善策を講じ安全性確保に努めています。

さらに、《たんよう》では、オンラインや個別業務システム等の使用に関して、厳格なルールの適用や内部監査等によってトラブルや不正の防止に努めています。